

財団法人大阪みどりのトラスト協会役員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は財団法人大阪みどりのトラスト協会(以下「協会」という。)の役員の報酬、通勤手当、及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 常勤の役員に対しては、報酬を支給する。その額は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

(通勤手当)

第3条 常勤の役員に対しては、通勤手当を支給することができる。

2 前項の規定によって通勤手当を支給する場合における通勤手当の額は、協会の職員の例による。

(旅 費)

第4条 役員が業務のため出張した場合には、当該役員に対して旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、大阪府の行政職の給料表の11級相当額とする。

3 常勤の役員以外の役員が理事会に出席したときは、会長が別に定める額の費用弁償を支給する。ただし、大阪府の経済に属する職員で役員を兼ねるものについては、この限りではない。

(支給方法)

第5条 役員の報酬、通勤手当及び旅費の支給方法は、協会の職員の例による。

(委 任)

第6条 この規程の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成元年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成12年4月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

平成21年度役員報酬実績

常務理事 報酬総額 4,800,000円
(400,000円×12ヶ月)